

諮問第2030号

平成21年7月28日

情報通信審議会

会長 大歳 卓麻 殿

総務大臣

佐藤 勉

諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

局所吸収指針の在り方

諮問第2030号

局所吸収指針の在り方

1 諮問理由

携帯電話端末等の無線設備から発射される電波の人体側頭部における比吸収率※については、安心して電波を利用できる環境を整備するため、現在、3GHzまでの周波数について許容値(局所吸収指針)を定め、規制を導入しているところ、今後、3GHz以上の周波数について、無線LANでの利用の進展や第4世代携帯電話等での利用が想定されるため、この周波数についての局所吸収指針の策定が必要となっている。

このため、3GHz以上の周波数についての局所吸収指針の在り方について、情報通信審議会へ諮問を行うものである。

※比吸収率(SAR : Specific Absorption Rate)とは、生体が電磁界にさらされることによって単位質量の組織に単位時間に吸収されるエネルギー量をいう。

2 答申を希望する事項

3GHz以上の周波数についての局所吸収指針の在り方

3 答申を希望する時期

平成22年3月頃

4 答申が得られたときの行政上の措置

関係省令等の改正に資する。

郵電環第3003号
平成12年5月22日

電気通信技術審議会
会長 西澤 潤 一 殿

郵政大臣
前 島 英 三 郎

諮 問 書

下記について諮問する。

記

諮問第118号 携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法



諮問第 118 号

携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法

1 諮問理由

近年の携帯電話等の急速な普及に伴い、携帯電話端末等から発射される電波の健康への影響に対する不安が提起されているため、我が国においては、平成9年4月電気通信技術審議会答申「電波利用における人体防護の在り方」において、携帯電話端末等、身体に近接して使用される無線機器に適用する電波防護指針（局所吸収指針：比吸収率(SAR)で規定）が策定され、無線機器の製造等におけるガイドラインとして活用されているところである。

携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法については、これまで複数の方法が開発・提案されてきた。また、現在欧米の標準化機関では、局所吸収指針の制度化に使用することを目的とし比吸収率を統一的に評価するための測定方法について標準化が進められており、近々に完了する見込みである。

我が国においても、携帯電話が急速に普及しつつあるため、比吸収率を統一的な方法で測定し評価するための測定方法の確立が求められている。

このため、諸外国における標準化動向も踏まえ、現在提案されている手法から推奨されるべき手法を検討し、その測定方法を標準化する必要がある。

以上の背景から、携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法について審議を求めるものである。

2 答申を希望する事項

携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法

3 答申を希望する時期

平成12年11月頃

4 答申が得られたときの行政上の措置

携帯電話端末に対する電波防護指針の遵守の確保に係る基準の作成に資する。